

## 文化審議会

### 文化芸術推進基本計画（第2期）（中間報告）

#### 目次

前文 .....	1
第1 我が国の文化芸術を取り巻く状況 .....	3
1. 第1期計画期間中における文化芸術をめぐる主な動向 .....	3
2. 新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響 .....	4
3. 社会状況の変化 .....	5
4. 第2期文化芸術推進基本計画の策定に向けて .....	6
第2 第1期計画で示された施策の実施状況／達成状況の評価 .....	7
1. 第1期計画における各戦略の評価 .....	7
2. 第1期計画の評価を踏まえた課題 .....	11
第3 文化芸術政策の中長期目標 .....	13
第4 第2期計画における重点取組及び施策群 .....	14
1. 第2期計画における重点取組 .....	14
2. 第2期計画における施策群 .....	25
第5 第2期計画推進のために必要な取組 .....	53
1. 評価・検証及び政策立案・実行のための体制構築の推進 .....	53
2. 第2期計画の戦略的な広報・普及活動の展開 .....	54
3. 国・地方公共団体等一体となった文化芸術の振興 .....	54

## 前文

- 文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉となるものである。また、地域社会の基盤を形成し、人々の生活の礎となり、彩りと潤いを与えるものとして、洋の東西を問わず、人類にとって必要不可欠なものであり続けている。
- 我が国には、魅力的な有形・無形の文化財が数多くあり、各地で雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊等の伝統芸能が上演されるとともに、祭りや踊りをはじめとする伝統行事への参加や、日常の生活における稽古事や趣味などを通じて様々な文化芸術活動が盛んに行われている。こうした我が国の文化芸術資源は、長い歴史を通じて各地域の先達の地道な努力により、今日まで受け継がれてきた誇るべき価値を持つものであり、日本人自身がその価値を十分に認識して、維持、継承、発展させることが重要である。
- また、現代アート、音楽・演劇・舞踊などの舞台芸術、映画・マンガ・アニメーションといったメディア芸術や、和食・日本酒等の食文化を含む生活文化、建築・ファッショングなどの分野におけるデザイン力を具現化した作品、商品も、世代を問わず人々の心を捉え、生活の彩りと日々の活力を生み出している。これらは、我が国における文化芸術の幅の広さ、奥深さ、質の高さを表している。
- 令和2年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、世界中の人々が類のない混乱に直面し、人ととの身体的な接触が妨げられるとともに、心理的な距離をも生む場面も増え、多くの人々が行動変容を迫られることとなった。こうした未曽有の困難と不安の中、文化芸術は、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて世界中で認識された。我が国においても、文化芸術の灯を消さず、人々の心を平静かつ豊かに保つため、舞台芸術や音楽をはじめとして多くの文化芸術活動を支援し、次世代への継承に取り組む努力が続けられている。
- 文化芸術は、近年、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の分野との緊密な連携の下、様々な価値を生み出しており、今後も、創造的な経済活動の源泉として、急速に発展するデジタル化等の技術革新を取り入れながら、新たな価値・収益を生み、それが本質的価値の向上のために再投資されるといった好循環を通じて、我が国の持続的な経済発展に寄与し続けていくことが期待される。
- 国際的にも、多様性、包摂性、持続可能性をキーワードとした新たな社会の実現に、文化芸術が大きく貢献することが共通認識となりつつある。地球規模の課題に対して、国際社会が連携・協調し、その解決を図ろうという動きが活発になる中、文化芸術が果たすべき役割が増大している。
- 我が国としては、こうした新型コロナウイルス感染症に係る教訓や様々な社会変化を踏まえ、政府一丸となって、文化芸術が有する本質的価値と社会的・経済的価値を創出し、引き続き「文

化芸術立国」の実現を目指すことが不可欠である。このため、令和5年度以降の新たな計画として、文化芸術推進基本計画（第2期）を策定・推進する必要がある。

- また、地方公共団体においても、独自の文化芸術を推進するための計画策定などを通じ、その地方の実情に即した文化芸術活動に関する施策を積極的に推進することが重要である。令和5年3月以降に行われる文化庁の京都移転を契機として、国と地方公共団体の連携を一層深め、地方創生・地域活性化にも資する文化芸術を振興していく。

## **第1 我が国の文化芸術を取り巻く状況**

平成30年3月に閣議決定された文化芸術推進基本計画（第1期）（以下「第1期計画」という。）においては、平成29年に議員立法で成立した文化芸術基本法に基づき、平成30年度から令和4年度までの5年間を対象期間として、我が国の文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

- ・中長期的な視点から、今後の文化芸術政策の目指すべき姿を定めた4つの「目標」
- ・今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性を定めた6つの「戦略」
- ・今後5年間に講ずべき文化芸術に関する約170の「基本的な施策」

が示されている。政府は、この第1期計画に基づき、文化芸術の多様な価値、すなわち文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を、文化芸術関係者をはじめ、社会全体が文化芸術の継承・発展及び創造に活用・好循環させることを通じて、「文化芸術立国」を実現させるべく取組を進めてきた。

第2期文化芸術推進基本計画（以下「第2期計画」という。）の策定作業に当たって、第1期計画期間中における文化芸術をめぐる動向を振り返るとともに、特に、第1期計画期間中の特筆すべき出来事であった新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が文化芸術に与えた影響をはじめ、様々な社会状況の変化を洗い出し、第2期計画の策定に向けた我が国の文化芸術を取り巻く状況を確認する。

### **1. 第1期計画期間中における文化芸術をめぐる主な動向**

第1期計画期間が開始した平成30年4月以降、文化庁の京都移転に伴う同庁の機能強化に向けた取組準備が加速し、同年6月には文部科学省設置法（平成13年法律第96号）が改正され、文化庁が中核となって我が国の文化に関する施策を総合的に推進する権限を新たに規定するとともに、文部科学省本省から芸術に関する教育や博物館に関する事務を移管するなど、新しい文化庁にふさわしい組織改革・機能強化が図られた。

このうち、博物館行政については、令和元年9月、日本で初めて、第25回ICOM（国際博物館会議）京都大会が開催されるとともに、同大会が掲げた「文化をつなぐミュージアム」の理念等を踏まえた博物館の新しい登録・指定制度に改めるため、令和4年4月に約70年振りに博物館法（昭和26年法律第285号）を改正するなど、文化庁の機能強化の効果が着実に表ってきた。

また、令和2年4月には、地域において文化芸術の理解を深める機会を拡大し、文化振興を起点に、観光振興及び地域活性化の好循環を創出することを目的とする、文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号。以下「文化観光推進法」という。）が成立（令和2年5月1日施行）し、博物館や美術館等の文化施設を拠点とした文化観光の推進が図られている。

さらに、平成30年の文化財保護法（昭和25年法律第214号）の改正では、地域における文化財の計画的な保存・活用の推進を図るとともに、令和3年にも同法を改正し無形文化財の登録

制度を創設した。また、令和3年12月には、我が国の貴重な文化財を後世に確実に継承していくための5か年計画となる「文化財の匠プロジェクト」を策定し、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築に着手することとなった。

加えて、令和2年夏に予定されていた2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「2020東京大会」という。）の開催を契機として、同大会を我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する重要な機会と位置付け、日本の文化芸術の魅力を国際社会にアピールすることを目的とした官民協働の大型プロジェクトである「ジャポニスム2018」（フランス）、

「Japan2019」（米国）等を経て、「日本博」を着実に推進するなど、我が国の文化芸術による新たな価値の創造と国際的な発信に取り組んできた。

そして、第1期計画期間中には、G20文化大臣会合やユネスコ文化大臣会合等の国際会議への出席を通じて、文化分野における国際協力等についての議論が深められたほか、日中韓文化大臣会合の開催や、ASEAN諸国を中心に実施した「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト」を通じた国際文化交流が進展するなど、文化芸術における国際協力・交流の分野で一定の成果を上げることができた。

## 2. 新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響

しかしながら、第1期計画期間の2年目終盤に当たる令和2年初頭から、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の世界的な規模での感染拡大が進み、同年2月末、大規模感染のリスクを回避するため、多くの人々が集まるような全国的な文化イベント等については、中止、延期又は規模の縮小等を求める要請が政府から全国の地方公共団体及び文化芸術団体に対してなされた。

さらに、同年4月には我が国初の緊急事態宣言が発令され、人々の日常生活は一変し、外出さえはばかられるような厳しい環境下での生活を強いられ、文化芸術に関する活動は、あたかも不要不急のものであるかのごとく扱われた。

この結果、文化芸術イベントの中止、延期、規模縮小はもとより、文化芸術を支える個人や文化芸術団体等による文化芸術活動等の減少、観光需要の減少、海外との文化交流の停滞、地域の祭礼等の中止、学校や地域における子供の文化芸術活動の減少など、文化芸術分野は極めて甚大な影響を受けた。

こうした新型コロナの悪影響を受けた文化芸術に対し、いかに新型コロナ以前の状況に戻すのか、さらにウィズコロナ・ポストコロナを見据えた文化芸術振興に向けた支援をいかに実施していくのかが、第1期計画期間3年目以降の大きな課題となり、計画策定時に想定していたような形で目標達成に向けた取組を進めることや成果等を挙げることは極めて困難な状況となっている。

一方で、新型コロナにより文化芸術活動の継続が困難となった多くの担い手に必要な支援を迅速に届ける取組を通じて、効果的・効率的な支援方策について知見・経験の蓄積が進んだ。

また、劇場・音楽堂等における公演や、博物館・美術館における展示が困難となったことを受け、オンラインで文化芸術を表現・鑑賞することが活発になった。これにより、新たな方法による有意義な文化芸術体験の可能性が飛躍的に広がるとともに、博物館や美術館、劇場・音楽堂といった文化施設において公演等を鑑賞することや、建物、遺跡等の文化財に触れることといった直接的な文化芸術体験が持つ、目の前にあるリアルな体験や演者と観客／観客間の一体感の共有などの重要性が改めて確認されることとなった。

さらに、SDGs や Well-being といった価値観が普及するとともに、改めて文化芸術の持つ本質的及び社会的・経済的価値の重要性が再認識された。

今後の文化芸術政策については、単なる新型コロナからの回復のみを目的とするのではなく、有事における迅速な支援の必要性、困難性など様々な課題の洗い出しが行われたことを生かして、ポストコロナに向けた新しい方策を検討する必要がある。

### **3. 社会状況の変化**

新型コロナの甚大な影響とともに、我が国社会を取り巻く環境も大きく変化しており、文化芸術政策の推進に当たっては、こうした変化を着実に捉えることが求められている。

特に、デジタル化の急速な進歩に伴う DX の進展や AI・ビッグデータ・IoT・ロボティクス等の技術革新が、産業界だけでなく社会の隅々まで急速に広がる中、人々の働き方や生活様式などとともに、我が国の文化芸術の活動形態やニーズにも影響を与えている。例えば、AI により超高速かつ大量に質の高い映像や音楽作品を制作したり、4K/8K といった、映像の高精細化だけでなく従来実現出来なかつた色彩豊かでなめらかな表現が可能となる最先端の映像技術を活用したりすることで、表現形態の多様化、幅広い需要に即時に応えられる創造空間が実現している。また、Web3.0 時代を迎え、アート取引において NFT(Non-Fungible Token)が活用されるなど、取引形態の多様化も見られている。

一方、深刻な少子高齢化の進行による人口の減少や、文化芸術の多様化等により、特に、地方部での文化芸術の担い手が著しく減少するとともに、地域における個性豊かな伝統文化を後世に伝えていく役割を担う子供たちが減少しており、全国各地に存在した豊かな地域文化の衰退につながりかねない状況となっている。人口減少は、文化芸術の担い手のみならず、公演の鑑賞者や博物館・美術館の入館者等の減少にもつながり、需要の減少・市場の縮小が見込まれる。今後は、地域間格差にも配慮した文化芸術振興方策を進めるとともに、マーケットインの発想をもって活動を推進することがますます重要となっている。

また、国連や G20 といった国際的なコミュニティにおいて、文化芸術が気候変動や多様性の尊重といった地球規模の課題を解決し、持続可能な社会の実現に対して極めて多大な貢献をするべきことが広く認識されつつある。我が国としても、こうした文脈の上に文化芸術政策を位置付けていくことが求められている。

さらに、アジアから発信されたコンテンツやアーティストの世界的な成功から見て取れるように、文化芸術は経済成長を実現するとともに国際的なプレゼンスの向上に寄与する。世界市場

においてアジアから発信されたコンテンツが広く人気を博し、我が国でも支持されている一方で、我が国の文化芸術コンテンツやアーティスト等に対する世界的な関心は、強みを有する分野ではあるものの、必ずしも増大している状況にあるとは言えない。国内における急激な少子高齢化の進行とそれに伴い予測される人口減を前提とすれば、国内の文化芸術関連市場だけに着目していては不十分である。我が国としては今後、世界の目線や潮流を踏まえ、国際的に訴求するコンテンツを創造し、グローバルかつ戦略的に展開していくとともに、海外に開かれた国際的な芸術拠点となるための環境づくりが必要である。

#### **4. 第2期文化芸術推進基本計画の策定に向けて**

以上のような我が国の文化芸術を取り巻く様々な状況を踏まえつつ、令和5年度から令和9年度までを対象期間とする第2期計画を新たに策定するため、令和4年6月、文部科学大臣より、文化審議会に対して「新時代に求められる文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策」について、3つの観点から諮問が行われた。

具体的には、1つ目に「ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策」として、文化芸術の担い手となる団体・関係者や文化芸術活動への支援強化、芸術教育の充実、食文化をはじめとする生活文化の振興、国立文化施設や博物館の機能強化、文化財を効果的に活用しつつ次代に守り伝えていくための方策、デジタル時代に対応した著作権制度・政策の方向性、国語・日本語教育の振興方策等について検討することである。

2つ目に「文化と経済の好循環を創造するための方策」として、文化芸術の成長産業化、文化観光の推進等による文化振興への再投資の創出を図ることにより、文化芸術の分野で成長と分配の好循環を実現していくに当たって、「日本博2.0」の推進等の具体的な方策等や、我が国の有形・無形文化財、伝統芸能、ポップカルチャー、ライブ・エンタテインメント、現代アート等の多様な文化芸術について、国と民間が協力してグローバルに展開するための方策、あわせて、アート市場を活性化するためのアート市場の国際拠点化等の具体的な方策等について検討することである。

3つ目に「文化芸術行政の効果的な推進の在り方」として、文化芸術政策の成果を適切に測定する指標に基づき、計画期間中に適切なフォローアップを実施し、講すべき政策を常に改善していくなどの文化芸術行政の推進サイクルの提示とともに、デジタル時代における文化芸術を開かせるための行政による支援の在り方、さらに、文化芸術による地域活性化に向けた地域の文化資源の保護・活用、文化芸術の担い手の育成や振興拠点を強化するための方策等について検討することである。

文化審議会では、こうした諮問を検討するため、総会を2回、総会の下に設けられた文化政策部会を9回開催するとともに、文化芸術団体をはじめ、様々な関係者の意見や要望等を幅広く聴取しながら、今後の文化芸術政策の方向性について議論し、令和4年12月19日、中間報告を取りまとめた。

## 第2 第1期計画で示された施策の実施状況／達成状況の評価

### 1. 第1期計画における各戦略の評価

- 第1期計画で示した施策の実施状況については、文化審議会文化政策部会において、令和3年度に中間評価を実施している。この中間評価においては、第1期計画の「6つの戦略」の進捗状況を具体的な数値を示しつつ評価しており、概略は以下のとおりである<sup>1</sup>。

#### (1) 「戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実」について

文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。

##### [戦略1に関する評価]

計画期間当初には、地域における文化芸術環境への満足度や子供による文化芸術教育・体験の重要性に関する理解が進むなど、文化芸術活動の創造・発展、次世代への継承に向けた取組が図られつつあったものの、その後の新型コロナの拡大により、文化芸術活動に関する公演数・観客数等が大幅に減少するとともに、博物館・美術館の入場者数も減少するなど、目標を達成することが困難な状況に至った。一方、オンライン上の文化遺産に関する情報へのアクセス件数は大幅に増加するといった新たな動きも見られたところである。

また、子供の芸術教育や文化芸術の鑑賞・体験については、計画期間当初においては着実に実施されていたものの、新型コロナの影響を受けその実施か所数が激減するといった影響を受けている。

文化財の保存・継承に関しては、指定・登録について当初の目標を達成するとともに、平成30年の文化財保護法等の改正による地域における文化財の計画的な保存・活用の推進等や、令和3年の文化財保護法改正による無形文化財の登録制度の創設、さらには「文化財の匠プロジェクト」の推進による施策の進展が見られる。

#### (2) 「戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現」について

文化芸術に対する効果的な投資により、我が国の豊かな文化芸術資源を活用し、さらに複合領域等の文化の萌芽、情報通信技術等の活用推進、衣食住の文化を含む暮らしの文化の振興、文化芸術を活かした観光、文化芸術に関連する産業や市場（マーケット）の育成等、文化芸術によるイノベーションを実現する。

<sup>1</sup> 第1期文化芸術推進基本計画における進捗状況の評価については、文化芸術推進基本計画（第1期）中間評価報告書参照  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkai/sokai/sokai\\_21/86/pdf/93694101\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkai/sokai/sokai_21/86/pdf/93694101_04.pdf)

## [戦略2に関する評価]

計画期間当初においては、「文化経済戦略」（平成29年12月27日内閣官房・文化庁）に基づき、文化芸術に対する効果的な投資により、メディア芸術の振興等が図られ、文化芸術によるイノベーションの実現の萌芽が見られたと考えられることから、想定どおり進展していたと判断されるものの、アート市場の活性化に向けては未だ十分ではないと判断されていた。

その後、新型コロナの影響を受け、文化と経済の好循環の創出をめぐる環境は厳しく、文化芸術によるイノベーションの実現に向けた新たな課題に直面している。

アート市場の活性化については、測定指標の目標値を上回る市場規模の拡大は確認できるものの、世界的なアート市場への関心の高まりを受け、消費者に加え企業や行政とアートとの接点を拡大し、多方面にわたり需要の拡大を図っていくことが必要である。

文化観光の推進については、文化庁における専門部署の設置や、文化観光推進法の成立等により体制や枠組みの整備が一定程度進んだ。また、日本遺産の認定件数について、当初の想定どおり100件程度の認定が行われた点も一定程度の進展を見たものと認められる。一方で、計画期間の後半においては、新型コロナの影響により、国内外の観光需要が大幅に減少していることなどを踏まえ、観光需要の回復に備えた取組が必要となっている。

## （3）「戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家プランディングへの貢献」について

2020年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家プランディングへの貢献を図る。

## [戦略3に関する評価]

計画期間当初においては、「ジャポニスム2018」等の海外における大型文化事業を含む国際文化交流・協力、「日本博」の展開等を通じた日本文化の積極的な発信が一定程度実現していたと判断されるものの、新型コロナの影響を受け、国際文化交流・協力及び日本文化の発信を十分に実施することが困難な状況となり、文化芸術を通じた相互理解・国家プランディングへの貢献を実現するための政策手法の再検討を要する状況変化が生じた。

例えば、新型コロナの感染拡大を防止するため、出入国が制限され、令和2年に開催が予定されていた2020東京大会の開催も2021年に延期され、無観客で開催されたことから、各地で開催された文化プログラムに訪日外国人観光客が参加することが困難になった。

日本語教育の推進については、国内の主な日本語学習者である外国人留学生の入国者数が新型コロナの影響で大幅に減少しているため、事業の効果を正確に判断することが困難とな

った。外国人の入国者数に影響されない日本語教育の質の観点から、日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の新たな資格制度の整備を進めることが必要である。

#### (4) 「戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成」について

文化芸術活動に触れられる機会を、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるよう促すとともに、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。

##### [戦略4に関する評価]

子供から高齢者まで、障害の有無や国籍に関わらず、国民が広く文化芸術活動に触れることができる社会の実現に向けた取組を推進してきており、国民の鑑賞活動への参加割合は令和元年度には、平成28年度と比べて、若年層及び高齢層も含めた全ての層において大幅な上昇を見せ、一定の進捗が見られた。

若年層及び高齢者層共に、文化芸術活動の参加割合は増加傾向にある。第1期計画期間中には、子供たちが地域の中核となる劇場・音楽堂において質の高い公演に容易に触れることができるよう、18歳以下の子供たちが、一定の条件を満たした劇場・音楽堂等において無料で公演を観賞することを支援する事業を新規で立ち上げるなど、環境整備も含めて一定の進捗が見られた。

また、あらゆる地域で多様な文化芸術に気軽に触れる環境の整備として、文化財等の文化資源をオンラインで公開する取組も、一定の進展を見せており、訪問者数について大幅な伸びを示している。

一方、新型コロナの感染拡大の影響により、令和2年度における国民の文化芸術活動への参加割合は急激に減少している。上述の、文化遺産オンライン訪問者数の増加についても、新型コロナによる外出自粛や巣ごもり需要の増大などの影響を受けていると推察される。障害者の文化芸術活動の振興については、共生社会実現のための文化芸術活動の推進を実施する団体に対し、文化庁が支援する事業において、実施団体において目標を達成できた割合が目標とした水準を達成するなど、一定の進捗が見られた。

また、鑑賞以外の文化芸術活動（作品の創作、音楽の演奏、音楽・茶道等の習い事の受講、地域の伝統的な芸能や祭りへの参加等）への参加割合は、全世代、若年層、高齢者共に、現状維持又は減少傾向にある。

#### (5) 「戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成」について

年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する。

#### [戦略5に関する評価]

舞台技術者・技能者等の技術スタッフ、文化芸術団体の運営に携わる人材等のアートマネジメント人材等の確保・育成といった、文化芸術の担い手の確保及び専門性の向上については、計画期間を通じて、博物館・美術館の運営に関する研修が活性化したり、劇場・音楽堂等における専門的人材の養成・確保が図られたりするなど、一定の進捗が見られる。

また、文化財の保存・継承を担う人材の養成については、選定保存技術の保持者・保存団体や、文化財の保存に不可欠な原材料を生産する者への支援をはじめ、文化財を適切に保存し、次世代へ確実に継承するための課題は多い。これらについては、「文化財の匠プロジェクト」の推進による施策の進展がみられる。

日本語教育に携わる人材の養成・研修については、文化庁が行う日本語教師養成・研修プログラムの受講者数について、増加傾向を示すなど、一定の進展が見られる。また、著作権に関する理解促進については、著作権講習会受講者の理解度が毎年9割を超すなど、一定の進捗が見られる。

一方、新型コロナの感染拡大により、計画期間2年目終盤（令和2年2月）から現在に至るまで、我が国における物理的な人の往来・接触、大規模な催物の開催等が困難となり、期間策定時に想定したものと異なる状況となっている点には留意が必要である。

例えば、新型コロナにより、①研修等の開催形態の変更（中止、延期、規模縮小、オンライン化等）により、十分な研修機会を確保することが困難となっていたり、②物理的な往来の途絶により、専門的な実務経験を蓄積するための機会が縮小したりといった影響が生じている。

#### (6) 「戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成」について

全国各地において、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化芸術政策を担いつつ、地域の連携・協働を推進するプラットフォーム（関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能とする枠組み）を形成する。

#### [戦略6に関する評価]

地方公共団体、住民、民間団体が連携し、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、文化財保護行政の推進力強化を図るために、平成30年に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、都道府県が文化財保存活用大綱を策定すること

及び市町村が文化財保存活用地域計画を作成し、認定を受けることが可能となった。これにより、多くの地方公共団体において大綱や計画の策定等が進んでおり、地方における文化財保護の体制強化、地域の連携・協働が進展している。

官民一体となった文化芸術振興のためには、公的財政による支援のみならず、文化芸術を支える民間の支援を促進することが重要であるところ、国立文化施設に対する寄附は、新型コロナの影響による厳しい経済状況の中、平成29年度と比べてほぼ同水準を維持している。

文化芸術に関する国内外の情報や各種データの収集・分析、将来推計等の調査研究が積極的に行われており、客観的な根拠に基づいた政策立案の機能強化が図られている。

## 2. 第1期計画の評価を踏まえた課題

- 1. において、第1期計画における6つの戦略ごとの評価を示した。いずれの戦略についても、計画当初には、設定した目標や数値指標の向上など一定の効果が見られたものの、計画期間中に生じた新型コロナの感染拡大の影響を大きく受けしており、目標を達成できなかったり、コロナ以前との比較が適切でなかつたりするものが多くなっている。こうした中、戦略ごとに明らかとなった課題としては、おおむね以下のようなものが挙げられる。

### (戦略1関係)

- ・ 新型コロナの影響により、文化芸術活動を安定かつ継続的に実施できない状況が発生したほか、文化芸術活動に対する公的な支援の実施に際し、それぞれの活動を客観的に証明するのが難しいケースも散見された。これらのケースから我が国の芸術家等については、文化芸術活動を行うに当たり、適切に契約を締結することが十分に浸透していない点など、文化芸術の担い手の活動基盤が脆弱であることが明らかとなった。

こうした、文化芸術の担い手が置かれている不安定な状況を改善し、文化芸術の担い手同士が互いに助け合い、活動を継続することができる環境を創出することが課題である。あわせて、中長期的に我が国の文化芸術の担い手を確保する方策を検討することが必要である

- ・ 文化芸術団体等が、着実かつ安定的に創造的な活動を継続できる環境を整備するとともに、適切な支援を行っていくため、各団体等の組織の目的、規模、法人格、分野等に応じた自律的・持続的な発展に資する支援を一層強化することが課題である。

### (戦略2関係)

- ・ アート市場の活性化については、新型コロナの影響を大きく受け、国際的な文化交流が減少しており、第1期計画で掲げた目標に達することができなかった。こうした状況から脱却し、早急にコロナからの回復を図ることが課題である。
- ・ 文化観光の推進については、第2期計画期間中には、観光需要の回復に備えるとともに、文化観光の推進による文化振興・観光振興・地域活性化の好循環の創出を推進することが課題である。

### (戦略3関係)

- ・ 「日本博」の開催、外国人に対する日本語教育の推進などの分野は、新型コロナの影響を

大きく受けており、第1期計画で掲げた目標に達することができなかった。一方で、第一期前半のコロナ禍以前に海外で実施することができた「ジャポニスム2018」、「Japan 2019」、「文化のWA」等で培われた知見やネットワークを含むレガシーを、ウィズコロナ時代における国際文化交流に活かしていくことが肝要である。

「日本博」については、2025年に大阪・関西で開催される日本国際博覧会（以下「2025大阪・関西万博」という。）に向けて、年間を通じて訪日外国人観光客のニーズに的確にこたえる受け入れ環境整備が課題である。

外国人に対する日本語教育についても、ポストコロナ時代において我が国に流入する外国人の回復を見据えて、日本語教育の全国展開や質の維持向上を図っていくことが課題である。

#### （戦略4 関係）

- ・ ウィズコロナ時代を見据え、直接的な移動を伴わずに、文化資源に触れることができる環境を構築するため、文化遺産オンラインをはじめとする文化に関するアーカイブの整備や、オンライン配信の充実が課題である。
- ・ 障害者や在留外国人による文化芸術活動への参加状況を適切に把握し、こうしたデータに基づき、障害者や在留外国人が文化芸術に触れる環境を充実することが課題である。また、地域の文化環境の満足度に関するデータについても具体的な施策の検討に活用できるよう、質問項目の細分化など調査方法の工夫改善を図ることが課題である。

#### （戦略5 関係）

- ・ 文化芸術の実演家はもとより技術者・製作者などの育成支援、伝統芸能伝承者の確保・養成、文化財修理、用具・原材料の確保のための人材育成、日本語教師の養成等に引き続き取り組むなど、文化芸術の担い手を確保する方策を多面的かつ長期的に検討することが課題である。
- ・ その際、文化芸術分野においては、文化芸術活動の担い手が置かれている状況について十分に理解されていないほか、適正な契約が十分に浸透していない現状がある。また、我が国文化芸術の価値について、国内外へ適切に発信していくことが十分にできていない現状などを改善する方策と一体的となって検討を進めていくことが必要である。

#### （戦略6 関係）

- ・ 地方における文化財の保存・活用について、特に、文化財保存活用地域計画の市町村における作成を支援し、認定を進めることで、地方公共団体と関係団体、文化施設、企業等との連携を強化することが求められる。また、文化芸術創造都市に取り組む地方公共団体の参加や連携・交流を促進していくことが課題である。
- ・ 文化芸術に対する寄附の受け入れ拡大のためには、文化芸術に対する寄附意識を醸成するための取組を行うとともに、国民の寄附行動の傾向を適切に把握できる指標について検討することが課題である。

- 第2期計画の策定に当たっては、上記に掲げられた課題を踏まえ、今後の文化芸術政策の推進に向けて必要となる具体的な方策を検討し、提示していくことが必要である。

### **第3 文化芸術政策の中長期目標**

- 新型コロナからの早期回復を図りながら、文化芸術をめぐる技術革新の進展、国際社会に対する貢献の必要性等、我が国の文化芸術政策の取り巻く状況の変化を踏まえ、文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を創出して未来を切り開くため、国際的な動向も勘案しつつ、中長期的な視点からの4つの中長期目標（今後の文化芸術政策の目指すべき姿）を定めることとする。
- 中長期目標の設定に当たっては、第1期計画の「目標」が、①文化審議会における議論及びその後のパブリックコメント等を含め、国民的な対話を礎として設定されたこと、②第1期計画期間にとどまらず、中長期的な視点に立って設定されていること、③新型コロナの影響等により、未だその達成に至っていないと判断されること、などから、近時の文化芸術をめぐる動向等を踏まえつつ、第1期計画の構成及び内容を基本的に踏襲し、表現の適正化を図った上で規定する。

#### **○中長期目標（今後の文化芸術政策の目指すべき姿）**

##### **中長期目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供**

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されていることを目指す。

##### **中長期目標2 創造的で活力ある社会の形成**

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されていることを目指す。

##### **中長期目標3 心豊かで多様性のある社会の形成**

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されていることを目指す。

##### **中長期目標4 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成**

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティが形成されていることを目指す。